

寄 附 行 為

(付、設立趣意書)

設 立 趣 意 書

三菱事業の発生は、1870年（明治3年）10月に遡る。この時、創立者岩崎弥太郎が、彼の郷里土佐において海運業の経営に着手した。三菱企業は、近代日本の曙と共に生まれ、爾来日本経済と運命を共にして、幾多の苦難を経ながらも今日に至った。

即ち、今やわが国は、全世界を瞠目させる高度成長を遂げ、本格的国際化時代を迎えて、さらに大きく雄飛せんとしているが、三菱グループもまた、今日の姿を土台として、さらに国民経済の発展のために前進しようとしている。

しかしながら、周知のごとく、このような急速な経済発展の陰において、避け難いひずみとも見られる社会資本の不足があり、また国民生活の向上が、必ずしも国民福祉の向上と共存、均衡していないという問題がある。

更には、精神文化の退潮、自然科学特に基礎科学部門における頭脳流出現象、次代を託すべき青少年教育、発展にとり残された社会階層の存在等々今後克服すべき問題は少なくない。

これらの不均衡の是正こそ国の政策と相まって、社会的責任ある代表的企業にとっての重大なる責務であり、関心事であるといわねばならない。

三菱グループは、創業以来公益に奉ずることを以て経営の基本理念として来た。たまたま明年秋、創業百周年の記念日を迎えるにあたり、伝統の精神を生かした最も有意義な事業を以ていささか社会に報い、一層の国民経済発展に資するため、関係各社相集い、財団法人三菱財団を設立せんとするものである。

当財団は、わが国社会の学術、教育、文化ならびに福祉の向上に資することを目的として、さしあたっては学術研究の助成、社会福祉に関する事業の助成を主たる事業とし、当初 250 百万円を以て発足するが、将来はさらに時代に適合した事業をも加え、今後 10 年間にわたり相当額の寄附を重ねて事業規模ならびに財団基礎を拡大強化せんとするものである。

以上

（昭和 44 年 9 月 11 日設立許可）

財団法人三菱財団寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人三菱財団という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区丸の内2丁目3番1号におく。

第二章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、学術研究、社会福祉に関する事業等に対して援助を行ない、もってわが国社会の学術、教育、文化ならびに福祉の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- 一 学術研究を行なう者に対する研究費の補助
- 二 社会福祉に関する事業に対する助成
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 この法人を設立するにあたって寄附された財産目録記載の財産
- 二 資産から生ずる果実
- 三 事業に伴う収入
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者から基本財産または運用財産として指定のあるものは、その指定に従い基本財産または運用財産に繰り入れるものとする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金をする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会お

よび評議員会の議決を経、かつ、文部科学大臣および厚生労働大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分を行なうことができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画等)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始前に、文部科学大臣および厚生労働大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後3か月以内に、文部科学大臣および厚生労働大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第12条 借入金をしようとするときは、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除き、理事会および評議員会の議決を経、かつ、文部科学大臣および厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(収支予算外の義務の負担等)

第13条 第8条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 役員、評議員および職員

(役員の種類および員数)

第15条 この法人には、次の役員をおく。

理事 10名以上15名以内

監事 2名または3名

(役員を選任)

第16条 理事および監事は、評議員会でこれを選任する。

- 2 理事は互選により、理事長1名、常務理事1名または2名を選任するほか、必要があるときは副理事長1名を選任することができる。

(理事長副理事長および常務理事の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、

その職務を代理し、またはその職務を行なう。

- 3 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事するほか、理事長および副理事長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ理事長が定めた順序に従い、その職務を代理し、またはその職務を行なう。

(理事の職務)

第18条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次に掲げる職務を行なう。

- 一 法人の財産の状況を監査すること
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること
- 三 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会および評議員会または文部科学大臣および厚生労働大臣に報告すること
- 四 前号の報告を行なうため必要があるときは、理事会および評議員会を招集すること

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事会および評議員会の議決により、これを解任することができる。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員18名以上22名以内をおく。

- 2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを委嘱する。ただし、評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 3 評議員には、第20条の規定を準用する。この場合においては、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とすることができる。

第五章 会 議

(理事会の招集)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数および議決方法)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会への附議事項)

第27条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 不動産の譲り受け、譲渡、交換および担保提供についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

2 第25条第1項および第26条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、第25条第1項および第26条の規定中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は評議員の互選で定める。

(議事録)

第28条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第六章 選考委員会

(選考委員会および委員)

第29条 第4条に掲げる補助または助成の対象となる者を選考するため、選考委員会をおく。

2 選考委員会は、18名以上24名以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

4 前2項の委員には、この法人の役員が2名をこえて含まれることになってはならない。

第七章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事現在数および評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の同意を経、かつ、文部科学大臣および厚生労働大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣および厚生労働大臣の許可を受けなければならぬ。

(解散に伴う残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣および厚生労働大臣の許可を受けて、国もしくは地方公共団体、またはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第八章 雑 則

(書類および帳簿の備付け等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄附行為
 - 二 役員、評議員、選考委員およびその他の職員の名簿および履歴書
 - 三 財産目録
 - 四 資産台帳および負債台帳
 - 五 収入 支出に関する帳簿および証拠書類
 - 六 理事会および評議員会の議事に関する書類
 - 七 処務日誌
 - 八 官公署往復書類
 - 九 その他必要な書類および帳簿
- 2 前項の書類および帳簿は、永年保存しなければならない。ただし、前項第5号の帳簿および証拠書類は10年以上、同項第7号の書類は1年以上保存しなければならない。

(施行細則)

第34条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(昭和48年4月10日一部変更認可) 第2条

(昭和56年7月29日 ") 第11条、第15条、第16条、第17条、
第29条

(平成13年1月6日 ") 中央省庁等改革基本法の施行に伴い、主

務大臣名を変更 第8条、第10条、第
11条、第12条、第19条、第30条、
第31条、第32条

(平成18年2月21日 〃) 第2条